

## 介護休業等に関する法律案

### 目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 介護休業（第五条―第十条）

第三章 事業主が講ずべき措置（第十一条―第十六条）

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助（第十七条―第二十一条）

第二節 指定法人（第二十二条―第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条―第五十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、介護休業に関する制度を設けるとともに、家族の介護を容易にするため勤務時間等に

関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「家族」とは、配偶者、子、父母若しくは配偶者の父母又はその他の同居の親族をいう。

2 前項の配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項の子及び父母には、縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含むものとする。

3 この法律において「介護休業」とは、労働者が、この法律で定めるところにより、その要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。以下同じ。）にある家族の介護を行うためにする休業をいう。

(基本的理念)

第三条 この法律の規定による家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むとともに、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることをその本旨とする。

2 家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、家族の介護を行う労働者(第四章において「対象労働者」という。)等の福祉を増進するように努めなければならない。

第二章 介護休業

(介護休業の申出)

第五条 労働者(日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条から第十二条までににおいて同じ。)は、その事業主に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、介護休業

をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた家族でその日から継続して要介護状態にあるものについては、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出（以下「休業申出」という。）は、労働省令で定めるところにより、当該休業申出に係る家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「休業開始予定日」という。）及び末日（以下「休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。

（休業申出があつた場合における事業主の義務等）

第六条 事業主は、労働者からの休業申出があつたときは、当該休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの休業申出があつた場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、介護休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの

2 前項ただし書の場合において、事業主にその休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

3 事業主は、労働者からの休業申出があった場合において、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日が当該休業申出があった日の翌日から起算して二週間を経過する日（以下この項において「二週間経過日」という。）前の日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日（当該休業申出があった日までに、労働省令で定める事由が生じた場合にあっては、当該二週間経過日前の日で労働省令で定める日）までの間のいずれかの日を当該休業開始予定日として指定することができる。

（休業開始予定日の変更の申出等）

第七条 休業申出をした労働者は、その後当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日（前条第三項の規

定による事業主の指定があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、同条第三項の労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出ることにより、当該休業申出に係る休業開始予定日を一回に限り当該休業開始予定日とされた日前の日に変更することができるとができる。

2 事業主は、前項の規定による労働者からの申出があつた場合において、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して二週間を超えない範囲内で労働省令で定める期間を経過する日（以下この項において「期間経過日」という。）前の日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされていた日（前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。）以後の日である場合にあつては、当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を当該労働者に係る休業開始予定日として指定することができる。

3 休業申出をした労働者は、労働省令で定める日までにその事業主に申し出ることにより、当該休業申出

に係る休業終了予定日を一回に限り当該休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

(休業申出の撤回等)

第八条 休業申出をした労働者は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日（第六条第三項又は前条第二項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては当該事業主の指定した日、同条第一項の規定により休業開始予定日の変更された場合にあつてはその変更後の休業開始予定日とされた日。第三項、次条第一項及び第十三条第一項において同じ。）の前日までは、当該休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る家族で当該休業申出があつた日から継続して要介護状態にあるものについての休業申出については、当該撤回後になされる最初の休業申出を除き、事業主は、第六条第一項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 休業申出がされた後休業開始予定日とされた日の前日までに、家族の死亡その他の労働者が当該休業申出に係る家族の介護を行わないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じたときは、当該休業申出は、されなかつたものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

(介護休業期間)

第九条 休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができる期間（第三項において「介護休業期間」という。）は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日から休業終了予定日とされた日（その日が当該休業開始予定日とされた日（次の各号のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に定める日とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。）の翌日から起算して一年を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日（以下この項において「一年経過日」という。））。第三項において同じ。）までの間とする。ただし、一年経過日が当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

一 当該労働者が、家族について第五条第一項ただし書の労働省令で定める特別の事情のある場合と同条の規定により再度の休業申出をする場合 最初の介護休業に係る休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して当該休業申出に係る要介護状態にある家族のために第十三条第一項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて労働省令で定めるものが既に講じられている場合 当該措置のうち



ち当該要介護状態について最初に講じられた措置の初日

2 この条において、休業終了予定日とされた日とは、第七条第三項の規定により当該休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第二号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

一 休業終了予定日とされた日の前日までに、家族の死亡その他の労働者が休業申出に係る家族の介護を行わないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二 休業終了予定日とされた日までに、休業申出をした労働者について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一項に規定する育児休業をする期間又は新たな介護休業期間が始まったこと。

4 前条第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。  
(不利益取扱いの禁止)

第十条 事業主は、労働者が休業申出をし、又は介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他労働省令で定める不利益な取扱いをしてはならない。

### 第三章 事業主が講ずべき措置

(介護休業に関する定め、の周知等の措置)

第十一条 事業主は、介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 一 労働者の介護休業中における待遇に関する事項
- 二 介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 事業主は、労働者が休業申出をしたときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示しなければならない。

(雇用管理等に関する措置)

第十二条 事業主は、休業申出及び介護休業後における就業が円滑に行われるようにするため、介護休業を

する労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、介護休業をした労働者が業務に復帰したときは、その賃金、配置、昇進等に関する処遇について、同一の事業所における同種の労働者との均衡を失することのないよう適切な配慮をするよう努めなければならない。

(勤務時間の短縮の措置等)

第十三条 事業主は、その雇用する労働者（日々雇用される者を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その要介護状態にある家族の介護を行う労働者に関して、労働省令で定めるところにより、一の継続する要介護状態ごとに、労働者の申出に基づく連続する一年の期間（当該労働者が、当該家族に係る一の継続する要介護状態について介護休業をしたことがある場合にあっては、当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間）以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある家族の介護を行うことを容易にするための措置を講

じなければならぬ。

2 第十条の規定は、前項の措置が講じられた場合について準用する。

(介護休業の制度等に準ずる措置)

第十四条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族の介護を行う労働者に関して、介護休業の制度又は前条第一項の措置に準じて、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(再雇用特別措置等)

第十五条 事業主は、介護を理由として退職した者（以下「介護退職者」という。）について、必要に応じて、再雇用特別措置（介護退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。第十七条第一項及び第二十五条第一項第一号において同じ。）その他これに準ずる措置を実施するように努めなければならない。

(指針)

第十六条 労働大臣は、第十一条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切か

つ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

#### 第四章 対象労働者等に対する支援措置

##### 第一節 国等による援助

(事業主等に対する援助)

第十七条 国は、対象労働者、家族の介護を行うこととなる労働者及び介護退職者（以下「対象労働者等」という。）の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

2 国は、前項の給付金の支給その他の必要な援助を行うに当たっては、同項の事業主のうち中小企業者として労働省令で定めるものに対し、特別の配慮をするものとする。

(相談、講習等)

第十八条 国は、対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者に対して、これらの者の職業生活と家

庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

(再就職の援助)

第十九条 国は、介護退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するとともに、介護退職者の円滑な再就職を図るため必要な援助を行うものとする。

(勤労者家庭支援施設)

第二十条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援

助を行うことができる。

(勤労者家庭支援施設指導員)

第二十一条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員(次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。)を置くように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

第二節 指定法人

(指定等)

第二十二条 労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第二十四条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その

計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（指定の条件）

第二十三条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（業務）



第二十四条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 対象労働者及び介護退職者の職業生活及び家庭生活に関する調査研究を行うこと。
- 二 対象労働者及び介護退職者の職業生活及び家庭生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。
- 三 次条第一項に規定する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、対象労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(指定法人による福祉関係業務の実施)

第二十五条 労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第十七条から第二十条までに規定する国  
の行う業務のうち次の各号に掲げる業務（以下「福祉関係業務」という。）の全部又は一部を行わせるも  
のとする。

- 一 対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者の雇用管理並びに再雇用特別措置に関する技術的  
事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。

二 第十七条第一項の給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。

- 三 対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者に対し、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に関して必要な相談、講習その他の援助を行うこと。
- 四 介護退職者に対し、再就職のための援助を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。
- 二 前項第二号の給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。
- 三 指定法人は、福祉関係業務の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。指定法人が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。
- 四 労働大臣は、第一項の規定により指定法人に行わせる福祉関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第二十六条 指定法人は、福祉関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程

(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が福祉関係業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(福祉関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)

第二十七条 指定法人は、福祉関係業務のうち第二十五条第一項第二号に係る業務(次条及び第三十四条において、「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら同号の給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)

第二十八条 指定法人は、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)

第二十九条 指定法人は、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第三十条 指定法人は、福祉関係業務を行う場合には、福祉関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十一条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第三十二条 この節に定めるもののほか、指定法人が福祉関係業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員を選任及び解任)

第三十三条 指定法人の役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定法人の役員が、この節の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十四条に規定する業務に關し著しく不適當な行為をしたときは、労働大臣は、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができるとができる。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十四条 給付金業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第三十五条 労働大臣は、第二十四条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十六条 労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、第二十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十七条 労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二條第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十三条第一項の条件に違反したとき。

五 第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで福祉関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による福祉関係業務の実施)

第三十八条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは福祉関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定法人が福祉関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該福祉関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとする場合における当該福祉関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

(介護休業取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例)

第三十九条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして介護休業(これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)をする労働者の当該介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するために必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第三十七条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 認定中小企業団体 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律第二条第二項に規定する事業協同組合等であつて、その構成員たる中小企業者に対し、第十二条第一項の事業主が講ずべき措置その他に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づ



き労働大臣がその定める基準により適当であると認定したものをいう。

3 労働大臣は、認定中小企業団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同号の認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十八条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「介護休業等に関する法律（以下「介護休業法」という。）第三十九条第四項の届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三

十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「介護休業法第三十九条第四項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

6 前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

7 労働大臣は、認定中小企業団体に対し、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第四十条 公共職業安定所は、前条第四項の規定により労働者の募集に従事する認定中小企業団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(介護休業給付の支給)

第四十一条 国又は法律によって組織された共済組合は、家族の介護を行うための休業をする労働者に対して、その生活の安定に資するため、介護休業給付を支給するものとする。

2 介護休業給付の支給要件及び額その他介護休業給付の支給に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(社会保険料の免除)

第四十二条 家族の介護を行うための休業をする労働者が当該休業をする期間中に負担すべき健康保険、厚生年金保険その他の社会保険の保険料の額等については、別に法律で定めるところにより、免除する。

(調査等)

第四十三条 労働大臣は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、これらの者の雇用管理、職業能力の開発及び向上その他の事項に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。  
(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第四十四条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に

委任することができる。

(政令で定める審議会への諮問)

第四十五条 労働大臣は、第二条第三項、第五条第一項、第六条第一項第二号及び第三項、第七条第二項及び第三項、第八条第三項、第九条第一項第二号及び第三項第一号、第十条(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項、第十七条第二項並びに第二十五条第一項第二号及び第二項の労働省令の制定又は改正の立案をしようとするとき、第十六条の指針を策定しようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

(労働省令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

(船員に関する特例)

第四十七条 第二十二條から第四十條まで及び第四十九條から第五十四條までの規定は、船員職業安定法

(昭和二十三年法律第百三十号) 第六条第一項に規定する船員になろうとする者及び船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(次項において「船員等」という。)に関しては、適用しない。

2 船員等に関しては、第二条第三項、第五条、第六条第一項第二号及び第三項、第七条、第八条第三項、第九条第一項、第三項第一号及び第四項、第十条(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項第三号及び第二項、第十三条第一項、第十七条第二項、第四十四条第二項並びに前条中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第九条第三項第二号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第十六条及び第四十三条から第四十五条までの規定中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第四十四条第二項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、第四十五条中「、第十七条第二項並びに第二十五条第一項第二号及び第二項の労働省令」とあるのは「並びに第十七条第二項の運輸省令」と、「政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

(適用除外)

第四十八条 第二章、第三章、第十七条、第三十九条、第四十条、第四十四条、前条、次条、第五十条及び第五十二条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

(罰則)

第四十九条 第三十九条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第三十九条第五項において準用する職業安定法第三十八条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第三十九条第五項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十二条 第三十九条第五項において準用する職業安定法第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第三十九条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 第二十七条の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした指定法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二章、第十一条から第十四条まで、第三十九条から第四十二条まで、第四十九条、第五十条及び第五十二条並びに次条及び附則第四条から第六条

までの規定は、平成八年四月一日から施行する。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）第二条第三項に規定する介護休業をした

期間

第三十九条第七項中「期間及び」を「期間、」に改め、「育児休業をした期間」の下に「及び介護休業等に関する法律第二条第三項に規定する介護休業をした期間」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十八の次に次の一号を加える。

二十の十九 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）

(育児休業等に関する法律の一部改正)



第四条 育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「休業する期間」の下に「介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）第二条第三項に規定する介護休業をする期間」を加える。

（船員法の一部改正）

第五条 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「及び」の下に「介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）第二条第三項に規定する介護休業をした期間並びに」を加える。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）第二条第三項に規定する介護休業

（運輸省設置法の一部改正）

第七条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の二の四の次に次の一号を加える。

二十四の二の五 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）に基づいて、船員に関して事業

主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めること。

第五十七条第一項中「及び育児休業等に関する法律」を「、育児休業等に関する法律及び介護休業等に関する法律」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

第八条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）の施行に関すること。

三十四の三 介護休業等に関する法律第二十二条の指定法人の監督に関すること。

第五条第四十一号の二の次に次の二号を加える。

四十一の三 介護休業等に関する法律に基づいて、事業主が講ずべき措置についての指針並びに勤労者

家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

四十一の四 介護休業等に関する法律に基づいて、指定法人を指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

第十条第一項中「及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」を「、阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法及び介護休業等に関する法律」に改める。



## 理由

我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、家族の介護の問題が労働者の職業生活と家庭生活との両立を図る上で重大な問題となっていることにかんがみ、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るため、介護休業に関する制度等を設けるとともに、家族の介護を行う労働者等に対する必要な支援措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



## 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百五億円の見込みである。